

年金定期貯金規定

1. 預入資格対象者

本定期貯金は、国民年金・厚生年金または各種共済年金(以下「公的年金」という)の受取りを当組合で既に開始されているお客様、または新たに開始されるお客様、もしくは公的年金の受取りを当組合へ変更されるお客様に限りお預け入れできます。

2. 預入限度額

預入資格のあるお客さま1人につき、500万円を限度とします。

3. 預入定期貯金の種類および貯金名義

期間1年のスーパー定期貯金通帳形式または証書形式で、自動継続式により作成します。
定期貯金の名義は、年金受取りをされているお客さまの名義に限ります。

4. 少額非課税制度（マル優）の利用

本定期貯金は、少額非課税制度（マル優）を利用することができます。

5. 適用利率

1. に掲げる公的年金を本定期貯金の預入期間を通じて当組合で受取る場合、当組合が店頭に表示しているスーパー定期1年ものの基準金利に当組合所定の金利を上乗せした利率を約定利率とします。

6. 中途解約

当農協がやむを得ないものと認めて本定期貯金を満期日前に解約する場合は、その利息は預入から解約日前日までの日数について、次の預入期間に応じた（小数点第4位以下切り捨て）利率によって計算し、本定期貯金とともに支払います。

(1) 6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通貯金の利率

(2) 6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・前記5. の約定利率×30%

7. 満期書替後の本定期貯金の適用利率

本定期貯金を書替える場合、書替後の適用利率は書替日当日のスーパー定期1年ものの基準金利に当組合所定の金利を上乗せした利率とします。

8. 預入期間中に当農協で公的年金の受取りがなされない場合の取扱い

(1) 通帳・証書記載の利率にかかわらず、預入当日のスーパー定期1年ものの基準利率を預入日に遡って適用します。

(2) 当農協がやむを得ないものと認め本定期貯金を満期日前に解約する場合の期限前解約利率の計算に用いる約定利率は、通帳・証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期1年ものの基準利率とします。